

# 広報 なんと

2019.4 平成31年3月25日発行 (173)



## 稽古で鍛え上げられた身体から 発せられる力強いエネルギー！

第9回シアター・オリンピックスに向けた特別企画で  
公開された俳優訓練法スズキ・トレーニング・メソッド



なんと みらい ちゃん  
(さんさん駅伝バージョン)

### 2 4月7日(日)は、 富山県議会議員選挙の投票日です！

- 3 地域課題の解決事業を募集します！
- 4 行政組織を変更します
- 5 税務課からのお知らせ

南砺市ホームページ <http://www.city.nanto.toyama.jp>  
なんとくん(南砺市)フェイスブック <https://www.facebook.com/NantoCity>



南砺市HP



なんとくん(南砺市)FB



さががけて 緑の里から 世界へ

# 4月7日(日)は、 富山県議会議員選挙の 投票日です！



## 期日前投票について

投票日当日に仕事等で投票に行けない方は、期日前投票ができます。

・期 間 3月30日(土)～4月6日(土)

・場 所 市内8行政センター

※お住まいの地域に関係なく、全ての行政センターで投票できます。

・時 間 午前8時30分～午後8時

## 不在者投票について

選挙人名簿に登録されている方で、入院されている方や出張等で他の市町村に滞在されている方は不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 選挙公報について

選挙公報は、新聞折込みで配布する予定です。新聞を購読されていない方で郵送を希望される場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。なお、選挙公報は行政センターにも備え置きます。

## 問い合わせ

南砺市選挙管理委員会事務局(総務課内)

☎2003



## 告示日

3月29日(金)

## 期日前投票

3月30日(土)～  
4月6日(土)

午前8時30分～午後8時

## 投票日

4月7日(日)

午前7時～午後8時  
(一部投票所は午後6時まで)

| 3・4月 |    | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 3月   | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |   |
| 4月   | 31 | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |   |
|      | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |   |
|      | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |   |

○告示日 3月29日(金)

○投票日 4月7日(日)

## ○投票できる方

平成13年4月8日までに生まれた方で、平成30年12月28日以前から南砺市の住民基本台帳への登録がある日本国民

※平成30年12月29日以降に富山県内の他市町村から転入された方は、前住所地の市町村での投票となります。

※投票所入場券は、3月30日(土)以降に配達されます。

## ○投票時間

午前7時から午後8時まで

※平、上平及び利賀地域の全投票区並びに福光南蟹谷投票区及び福光太美山投票区については、投票終了時間を午後6時に繰り上げます。

# 地域課題の解決事業を募集します！

地域の課題は地域の力で！地域に暮らす自分たち、そして未来の子どもたちのために、1歩でも2歩でも踏み出しませんか！

募集は31年度まで！

| 募集数 | 補助率                      | 補助限度額                | 募集期間             | 応募資格                                             | 対象事業                                                                                                                                                                                                                                                          | 事業名                 |
|-----|--------------------------|----------------------|------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 6団体 | 80%                      | 平成31年度で事業完了分について20万円 | 4月～10月末まで随時募集    | 地域づくり協議会(自治振興会)、集落・町内会・自治会、市民団体(青年団、壮年会など含む)、NPO | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増に向けた取り組み</li> <li>・移住空き家対策</li> <li>・婚活支援</li> <li>・男女共同参画</li> <li>・子育て支援</li> <li>・後継者育成</li> <li>・コミュニティビジネス</li> <li>・高齢者ビジネス</li> <li>・地域内総点検</li> <li>・地域存続に向けた取り組みなど、人口減少による地域の課題を見つめ解決へ向けた取り組み。</li> </ul> | 課題解決型<br>市民活動協働促進事業 |
| 2団体 | 80%<br>(ただし、山間過疎地域は100%) | 平成31年度で事業完了分について50万円 | 4月1日(月)～5月31日(金) | 対象事業…地域課題解決のための取り組み                              | <p>Aタイプ<br/>応募資格…集落・町内会・自治会、地域づくり協議会(自治振興会)、市民団体、NPO<br/>対象事業…ビジネス手法を用いた地域の課題解決</p> <p>Bタイプ<br/>応募資格…山間過疎地域振興条例対象地区</p>                                                                                                                                       | 活気に満ちた地域づくり事業       |

## 実施事業例

### ○課題解決型市民活動協働促進事業



子どもの孤食を防ぐため  
昼食を提供する子ども食堂(子育て支援)



撤退の進む山菜加工業に  
取り組む小規模地域の挑戦  
(コミュニティビジネス支援)



地域の存続に向けた  
全住民アンケート  
(地域課題調査)

### ○活気に満ちた地域づくり事業

(地域資源を活かしたコミュニティビジネス支援)



「民泊&地域の遊休品の販売」



「福野縞の再生と伝承及び商品化」



### 問い合わせ

南砺で暮らしませんか課(協働のまちづくり支援センター内)

☎20337 FAX0170

E932-0231 南砺市山見1739-2 井波コミュニティプラザ「アスモ」2F

# 行政組織を変更します(平成31年4月1日)

## ●地方創生推進課の再編と情報政策課の新設

- ・地方創生推進課にまちづくり推進係を設置し、まちづくり検討会議および地域づくり検討会議からの提言の実現に向けた支援の強化を図ります。
- ・情報政策課を新設し、地方創生推進課から情報統計係と秘書係を移管、また南砺で暮らしません課から広報係を移管して、政策に関する発信力の強化を図ります。

平成31年3月31日まで

| 市長政策部(福野庁舎) |         |
|-------------|---------|
| 課           | 係(4係)   |
| 地方創生推進課     | 地方創生推進係 |
|             | 情報統計係   |
|             | 交通政策係   |
|             | 秘書係     |

| 市民協働部(井波アスモ2F) |           |
|----------------|-----------|
| 課              | 係(4係)     |
| 南砺で暮らしません課     | 協働のまちづくり係 |
|                | 広報係       |
|                | 婚活支援係     |
|                | 定住・空き家対策係 |

平成31年4月1日から

| 市長政策部(福野庁舎)        |                     |
|--------------------|---------------------|
| 課                  | 係(3係)               |
| 地方創生推進課<br>☎232052 | 地方創生推進係             |
|                    | 交通政策係               |
|                    | <b>【新設】まちづくり推進係</b> |

| 課                           | 係(3係) |
|-----------------------------|-------|
| <b>【新設】情報政策課</b><br>☎232002 | 情報統計係 |
|                             | 秘書係   |
|                             | 広報係   |

| 市民協働部(井波アスモ2F) |           |
|----------------|-----------|
| 課・室            | 係(3係)     |
| 南砺で暮らしません課     | 協働のまちづくり係 |
|                | 婚活支援係     |
|                | 定住・空き家対策係 |

(問い合わせ) 総務課 人事係 ☎232003

広報やホームページに

広告を掲載しませんか！

随時  
募集中！

市の広報媒体に広告を掲載していただける事業者を募集しています。

広報なんと 発行部数…19,000部/月(2019年5月号)

・掲載位置

「なんとインフォメーション」

最終ページ下段4枠

「市民の窓」

ページ下段2枠

計6枠

・サイズ

縦53mm×横89mm

・掲載料

月額20,000円

／1枠



市ホームページ 平成30年平均アクセス数…81,133/月

・掲載位置

各ページ指定位置 各8枠

・サイズ

縦50ピクセル×

横155ピクセル

・形式・容量

JPEGまたは

GIF・8KB以下

・掲載料

月額12,000円／1枠



連続掲載の割引もあります。

詳しくは市ホームページをご覧になるか(ホームページ右上の検索窓に「広告 募集」と入力)、左記までお問い合わせください。

(申込問い合わせ)

南砺で暮らしません課 広報係

☎2320036

# 税務課からのお知らせ

## 固定資産の閲覧・縦覧について

### 固定資産課税台帳の閲覧

#### ◇閲覧できる方

納税義務者(※同居親族、納税管理人)、  
借地人、借家人

#### ◇閲覧期間

4月1日(月)～翌年3月31日(火)  
(閉庁日を除く)

#### ◇閲覧場所

税務課、各行政センター  
手数料 300円/件

#### ◇必要なもの

運転免許証など本人確認ができるもの

※代理人の場合

①代理人であることを示す委任状

②代理人の身元が確認できる運転免許証など

※借地・借家人の場合

その権利関係を示す契約書等

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

#### ◇縦覧できる方

●土地価格等縦覧帳簿

市内に所在する土地の固定資産税の納税義務者

●家屋価格等縦覧帳簿

市内に所在する家屋の固定資産税の納税義務者

#### ◇縦覧期間

4月1日(月)～5月7日(火)  
(閉庁日を除く)

#### ◇縦覧場所

税務課

#### ◇手数料

無料

◇必要なもの 運転免許証など本人確認ができるもの

#### 問い合わせ

税務課 資産税係 ☎2005

# 軽自動車税の減免について

要件に該当する方は、軽自動車税の減免を受けることができます。

## 【減免対象車両】

次のいずれかに該当する、障がいのある方(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)の通院、通勤、通学等のために使用する軽自動車等

・障がいのある方が運転する軽自動車等

・障がいのある方と生計を一にする者または常時介護する者が運転する軽自動車等で、次の①または②に該当する場合

①障がいのある方が18歳未満である

②障がいのある方が療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

## 【減免対象者】

障がいの程度が一定基準以上に該当する方(別表のとおり)  
(注) 減免となるのは1人1台までです。自動車税(県税)の減免と併せて受けることはできません。



## 【申請に必要なもの】

(1) 軽自動車税減免申請書

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(写し)

(3) 運転者の運転免許証(写し)

(4) 車検証(写し)

(5) 印鑑

(6) 納税義務者の個人番号カードまたは通知カード

(7) 窓口に来られた方の運転免許証、保険証等  
※平成30年度に減免を受けている方については、3月末に継続用の減免申請書を郵送します。申請は毎年度必要ですので、手続きをお願いいたします。

## 【申請期間】

4月1日(月)から5月31日(金)まで  
(注) 申請期間を過ぎると受付できません。

## 【提出先】

税務課市民税係  
または各行政センター窓口

## 問い合わせ

税務課 市民税係 ☎2005

## 軽自動車税の減免対象となる障がいの者の範囲 (※自動車税・自動車取得税も同様)

| 障害区分                    |                       |                                         |       | 本人が<br>運転    | 生計を一にする<br>者又は障害者を<br>常時介護するもの<br>が運転する場合 |  |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------------------------|-------|--------------|-------------------------------------------|--|
| 身<br>体<br>障<br>害<br>者   | 視覚障害                  |                                         |       | 1級～5級        |                                           |  |
|                         | 聴覚障害                  |                                         |       | 2級、3級        |                                           |  |
|                         | 平衡機能障害                |                                         |       | 3級、5級        |                                           |  |
|                         | 音声・言語機能障害             |                                         |       | 3級           |                                           |  |
|                         | 肢<br>体<br>不<br>自<br>由 | 上 肢                                     |       | 1級、2級        |                                           |  |
|                         |                       | 下 肢                                     |       | 1級～6級        | 1級～3級                                     |  |
|                         |                       | 体 幹                                     |       | 1級～3級、<br>5級 | 1級～3級                                     |  |
|                         |                       | 乳幼児期以前の<br>非進行性脳<br>病変による運<br>動機能障害     | 上肢    | 1級、2級        |                                           |  |
|                         |                       |                                         | 移動    | 1級～6級        | 1級～3級                                     |  |
|                         | 心臓機能障害                |                                         |       | 1級、3級        |                                           |  |
|                         | じん臓機能障害               |                                         |       | 1級、3級        |                                           |  |
|                         | 肝臓機能障害                |                                         |       | 1級、3級        |                                           |  |
|                         | 呼吸器機能障害               |                                         |       | 1級、3級        |                                           |  |
|                         | ぼうこう又は直腸の機能障害         |                                         |       | 1級、3級        |                                           |  |
| 小腸の機能障害                 |                       |                                         | 1級、3級 |              |                                           |  |
| ヒト免疫不全ウイルスによる<br>免疫機能障害 |                       |                                         | 1級～3級 |              |                                           |  |
| 知的障害者                   |                       | 療育手帳Aの方又はBのうち小学校<br>未就学の方               |       |              |                                           |  |
| 精神障害者                   |                       | 手帳(通院医療費の公費負担番号の記<br>載のあるものに限る)の等級が1級の方 |       |              |                                           |  |

※自動車税(県税)については、自動車税センター(076-424-9211)へ問合せください。

# 国民健康保険の加入や脱退の手続きはお済みですか？

春は卒業や入学・入社など異動の多い季節。国民健康保険(国保)への加入や脱退は14日以内に届出が必要です。忘れずに最寄りの行政センター窓口で次の内容を参考に必要な届出をお願いします。

| 区分   | こんなとき                     | 必要なもの                    |
|------|---------------------------|--------------------------|
| 国保加入 | 他市町村から転入                  | 転出証明書                    |
|      | 職場の社会保険などを脱退              | 職場の健康保険の資格の喪失日がわかる証明書    |
| 国保脱退 | 他の市町村へ転出                  | 国保の保険証                   |
|      | 職場の社会保険などに加入または扶養家族になったとき | 国保の保険証、職場の健康保険証または加入証明書類 |
| その他  | 修学のため他の市町村に転出するとき         | 国保の保険証、在学証明書(原本)         |

## ◆ご注意ください

- ・加入の届出が遅れると、未加入期間の医療費が全額自己負担になることがあります。
- ・脱退の届出が遅れ、資格喪失後に国保で医療を受けられた場合、医療費を返還していただくことがあります。

問い合わせ 市民生活課 国保・年金係 ☎232011

## 平成31年度 南砺市人間ドック検診のお知らせ

今年度40歳  
(検診開始年齢)の方は  
ドック検診費用が  
**無料**または**半額**で  
受けられる!

▼実施期間 4月1日(月)～10月31日(木)

| 助成対象者<br>※次の条件に全て該当する方                                                                                                                                     | 指定医療機関<br>(電話番号)               | 個人負担金                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------------|
| <b>国民健康保険加入者</b><br>①昭和55年3月31日以前に生まれた方(40歳以上の方)<br>②申請日及び受診日において、南砺市国保の加入者であり、滞納がない世帯<br>③平成31年度市の特定健診や胸部レントゲン検診、各種がん検診をすべて受診しない方<br>④検査結果を市が取得することに同意する方 | 南砺市民病院<br>☎82-1475             | 男性14,000円<br>女性15,000円  |
|                                                                                                                                                            | 公立南砺中央病院<br>☎53-0001           | 今年度40歳の方<br><b>無料</b>   |
|                                                                                                                                                            | 厚生連高岡健康管理センター<br>☎0766-21-3930 | 男性14,000円<br>女性15,000円  |
| <b>国民健康保険加入者でない方</b><br>①市内在住の今年度40歳になる方<br>(昭和54年4月1日～昭和55年3月31日生)<br>②平成31年度市の胸部レントゲン検診や各種がん検診をすべて受診しない方<br>③検査結果を市が取得することに同意する方                         | 南砺市民病院<br>☎82-1475             | 男性19,000円<br>女性21,000円  |
|                                                                                                                                                            | 公立南砺中央病院<br>☎53-0001           | 今年度40歳の方<br><b>半額助成</b> |

### ▼検査項目

血液検査、尿検査、身体・血圧測定など  
各種がん検診(胃、肺、大腸、前立腺、子宮、乳など)  
肝炎ウイルス検診(B型、C型)  
オプション検査(全額自己負担)  
※医療機関によって異なりますので直接医療機関にご確認ください。

### ▼申込方法(流れ)

1. 指定医療機関に予約してください。
2. 受診日の2週間前までに「南砺市人間ドック検診申込書」を提出してください。

**提出先** 各行政センター **持ち物** 健康保険者証

**申込期限** 10月18日(金)まで

後日、市から助成の有無についてお知らせします。

※受診日時点で保険の変更や市外への転出、受診後の同一年度のがん検診受診などにより助成対象条件が満たされない場合は、受診費用が全額自己負担となります。ご注意ください。

問い合わせ 健康課 保健係 ☎232027

## 後期高齢者医療人間ドックのお知らせ

### ○助成対象①③すべてに該当する方

① 受診日に後期高齢者医療の被保険者で保険料の滞納がない方

② 生活習慣病の治療をしていない方

③ 市が実施する他の検診を受けていない方

### ○助成額

検査費用の2分の1

(上限 15,000円)

※ドックを受けたあとに助成することはできませんのでご注意ください。

### ○医療機関 県内指定医療機関

### ○申込方法(流れ)

① 先に指定医療機関に予約してください。

② 受診日の2週間前までに後期高齢者医療人間ドック利用申請書を提出してください。

### ○提出先 各行政センター

○持ち物 後期高齢者医療被保険者証、印鑑

※後日、後期高齢者医療広域連合より

助成の有無についてお知らせが届きます。

### 問い合わせ

市民生活課 国保年金係  
☎2011

## 平成31年度高齢者の予防接種〈肺炎球菌〉が

## はじまります

### ○期間 4月1日(月)～

2020年3月31日(火)

### ○対象者

南砺市に住所を有する方で、肺炎球菌予防接種(23価)を受けたことのない方

① 平成31年度中に

65歳を迎える方

・ 70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上となる方

※国の接種率向上対策のため、今年度は平成26年度対象者のうち未接種の方が対象となります

② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で、身体障害者手帳の1級に相当する方。

### ○接種回数 1回

### ○案内方法

対象者①に該当の方には、予診票を郵送します。(3月下旬～4月上旬に発送)

対象者②に該当の方は、4月上旬福光保健センターへご相談ください。

### ○持ち物

予診票  
個人負担金2,300円  
健康手帳(お持ちの方)

### ○接種場所

南砺市内指定医療機関  
(予診票裏面に掲載)

※医療機関や介護保険施設などに入院・入所のため、南砺市内指定医療機関で接種できない方は、左記へご連絡ください。

### 問い合わせ

福光保健センター ☎1767

## お子さんと一緒に転入をされた方は 予防接種記録を「ご確認ください。」

予防接種の接種券は、重複接種をさけるため、前の住所地で受けた予防接種記録を確認後、不足分の接種券を発行します。お子さんの予防接種記録を母子健康手帳で確認しますので、左記の予防接種券発行窓口へお越しください。(行政センターでは発行できません)

### 予防接種券発行窓口

○福光保健センター  
○健康課保健係  
母子健康手帳

### 持ち物

定期接種対象期限は左記のとおりです。

| 定期接種対象期限                 | 予防接種の種類                                                         |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1歳に至るまで                  | B型肝炎(合計3回)、BCG(1回)                                              |
| 1歳～2歳に至るまで               | 麻疹・風しん第1期(1回)                                                   |
| 1歳～3歳に至るまで               | 水痘(合計2回)                                                        |
| 5歳に至るまで                  | Hib(ヒブ)感染症(合計4回)、肺炎球菌感染症(合計4回)<br>※接種開始時期によって合計回数が変更となる場合があります。 |
| 年長児の1年間(3月末日まで)          | 麻疹・風しん第2期(1回)                                                   |
| 7歳6か月に至るまで               | 四種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ)(合計4回)、日本脳炎第1期(合計3回)                     |
| 13歳に至るまで                 | 日本脳炎第2期(1回)、二種混合(ジフテリア・破傷風)(1回)                                 |
| 中学1年生～高校1年生の3月末日まで(女子のみ) | ヒトパピローマウイルス感染症<br>※現在、積極的な勧奨を差し控えております。接種希望の方は窓口で接種券を発行いたします。   |
| 20歳に至るまで                 | 日本脳炎(平成19年4月1日生～20歳未満までの特例対象者のみ)                                |

### 問い合わせ

福光保健センター ☎1767

# 始めよう！ 仲間と一緒に介護予防

お住まいの地区や希望の団体に  
「運動の指導者」を派遣します

「身近な場所」で「皆と一緒に」  
「週1回以上の運動」を続けることで  
年を重ねても元気に過ごせます

▼対象  
週1回程度の運動ができる、  
おおむね65歳以上の団体  
(老人会、地区サロンなど)

▼場所  
会場として申請された場所(市内)

▼内容  
ほつとあつとなどと体操  
転倒・骨折予防、腰や膝の痛みを改善する運動  
所要時間は約1時間(休憩含む)

▼講師  
運動指導者または柔道整復師

▼支援内容

- ① 講師派遣(初年度6回、2年目3回まで)
- ② ほつとあつとなどと体操DVD配布
- ③ 体力測定(握力、開眼片足立ち、5m歩行)

申込・問い合わせ

地域包括支援センター ☎ 232034



## なんとポイントの交換が始まりました！

南砺市の地域ポイント「なんとポイント」  
10ポイント以上を取得した方は、市内の商店などで  
商品やサービスと交換することができます。



なんとポイント  
ゲットしよう！

### ▼交換方法

- ・ポイントが貯まったスマートフォンを市役所に持参し、交換券を受け取る。
  - ・交換券を登録店舗に持参し、商品やサービスをゲット！
  - ・交換券の発行は、地方創生推進課(福野庁舎)で行います。(発行窓口は今後増加予定)
- ※お店で直接交換はできません。必ず、市役所で交換券の交付を受けてください。

★10ポイントで交換できる店舗・団体

| 番号 | 事業所名                            | 地域 |
|----|---------------------------------|----|
| 1  | 「五箇山元気な里山」協議会<br>地域ブランド「五箇山四季草」 | 平  |
| 2  | 井波総合文化センター                      | 井波 |
| 3  | 蔵ギヤラリー喫茶おちやれ堂                   | 福野 |
| 4  | ミッシェローゼアミューズ                    | 福野 |
| 5  | 福野フードセンター                       | 福野 |
| 6  | (有)かじわ屋 菓匠かじわ屋                  | 福光 |
| 7  | 石崎家具福光本店                        | 福光 |
| 8  | アバーサリー・ハバ・ワールド                  | 福光 |
| 9  | 道の駅福光                           | 福光 |
| 10 | ささら屋福光本店(H31.4.1より交換開始)         | 福光 |
| 11 | アートキューブイシサキ                     | 福光 |
| 12 | イケダスポーツ                         | 福光 |
| 13 | (株)ガスコムノムラ                      | 福光 |
| 14 | ジョアンナ 靴・カバン店                    | 福光 |
| 15 | (有)ニシムラ電化                       | 福光 |
| 16 | (株)ノハラ                          | 福光 |
| 17 | (株)久恵                           | 福光 |
| 18 | 高文堂書店                           | 福光 |
| 19 | 高野菓子店                           | 福光 |
| 20 | 坂上松華堂                           | 福光 |
| 21 | 法林寺温泉                           | 福光 |

★20ポイントで交換できる店舗・団体

| 番号 | 事業所名                            | 地域 |
|----|---------------------------------|----|
| 1  | 「五箇山元気な里山」協議会<br>地域ブランド「五箇山四季草」 | 平  |
| 2  | 井波木彫りの里創遊館(道の駅井波)               | 井波 |
| 3  | the cafe cattle                 | 井波 |
| 4  | アルカスコーポレーション(株) 福野中央給油所         | 福野 |
| 5  | (有)かじわ屋 菓匠かじわ屋                  | 福光 |

交換商品・サービスは南砺市ホームページをご確認ください。

### なんとポイントとは？

- ・南砺市が実施しているポイント制度です。
  - ・ポイントは市や団体が実施する公益的な活動に付与され、期間内に10ポイント以上を貯めると、市内の商店などで商品やサービスと交換できます。
  - ・ポイントの交付は、スマートフォン向け無料コミュニケーションアプリ「NANTO」の「NANTOショップカード」機能を使用して行います。
  - ・ポイントの有効期限は、最初のポイント取得から1年間・南砺市民だけでなく、市外から南砺市を応援していただけ「応援市民」もポイントを取得いただけます。(ポイント交換時までに応援市民に登録してください。)
- 皆さんの力で地域を盛り上げていきましょう！

問い合わせ

地方創生推進課 地方創生推進係 ☎ 232052

# 飼い犬の登録と狂犬病予防接種

狂犬病は、人や動物に感染し、発症するとほぼ100%死亡に至る恐ろしい感染症ですが、ワクチン接種によって発病や流行を確実に阻止できます。

飼い犬には、年に1回の狂犬病予防接種が義務づけられています。次の日程で予防注射を実施しますので、最寄りの会場で接種を受けてください。

## 持参するもの

- ・ 予防接種手数料  
合計3,200円  
(注射料2,650円、注射済票550円)
- ・ 案内ハガキ  
(登録済みの方に黄色の封筒で郵送)

## お願い

送付した案内ハガキは、注射当日忘れずに持参ください。(裏面の予約票を必ず記入願います)

会場へは、犬の扱いに慣れた方がお越しください。

また、次のような場合は必ず最寄りの行政センターへ届け出てください。

- 新たに犬を飼い始めたとき  
犬の登録申請(手数料3,000円)
- 飼い犬の所在地や、飼い主の氏名・住所に変更があったとき  
登録事項変更届(飼い主が変わった場合、新しい飼い主が提出)
- 飼い犬が死亡したとき  
死亡届(鑑札及び注射済票の返納)

## 【平成31年度 狂犬病予防集合注射日程表】

| 月 日          | 時 間         | 地域 | 実施場所                  |
|--------------|-------------|----|-----------------------|
| 4月11日<br>(木) | 9:00~ 9:40  | 福野 | 福野北部公民館<br>(旧近思会館)    |
|              | 9:50~10:10  |    | 安居集会所                 |
|              | 10:35~10:50 | 福光 | 南蟹谷公民館                |
|              | 11:10~11:30 |    | 西太美公民館                |
| 4月14日<br>(日) | 13:00~14:30 | 福野 | 福野行政センター              |
|              | 14:45~15:45 | 福光 | 福光行政センター              |
| 4月16日<br>(火) | 9:20~ 9:35  | 利賀 | 利賀行政センター              |
|              | 9:50~10:00  |    | 坂上「そばの郷」<br>親水舎       |
|              | 10:20~10:30 | 平  | 小谷コミュニティ<br>センター「丸山荘」 |
|              | 10:50~11:05 |    | 平行政センター               |
|              | 11:15~11:25 | 上平 | (旧)五箇山山村<br>開発センター    |
|              | 11:40~11:50 |    | 上平公民館                 |
| 4月18日<br>(木) | 9:30~10:30  | 福光 | 福光行政センター              |
|              | 10:40~10:55 |    | 北山田公民館                |
|              | 11:05~11:20 | 井口 | 井口行政センター              |
| 4月21日<br>(日) | 9:00~10:20  | 井波 | 井波行政センター              |
|              | 10:50~12:00 | 城端 | 城端行政センター              |

※動物病院でも予防接種を受けられます。後日郵送する案内ハガキを必ずご持参ください。

犬の鑑札・注射済票は必ず首輪に装着しましょう！

問い合わせ

市民生活課

生活安全衛生係

☎2035

## 《野焼きの具体例》



※二重扉や助燃バーナーを備え、800℃以上を保つことができるなど一定の基準を満たしたものの以外の使用は禁止されています。

## 罰 則

野焼きをした人には5年以下の懲役、1000万円以下の罰金(法人は3億円以下)のいずれか、または両方が科せられます。

「昔から燃やしている」「自分一人くらいならいいだろう」と簡単に考えて罰則を受けるケースもありますのでご注意ください。

## 実際に住民から寄せられた声

- 近所で草木を燃やして煙たい
- 煙で窓を開けられない
- 洗濯物に臭いがついて困る
- 体調の悪い人がいるので困るなど

廃棄物(ごみ)を屋外で燃やす行為(野焼き)は、平成13年4月から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、たき火等一部の例外を除き、原則として禁止されています。

野焼きは苦情の原因になるだけでなく、家屋や山林に燃え広がって火災につながるおそれもあるので、ごみは正しく分別して指定された日にごみ収集場所へ出してください。

野焼きは法律で禁止されています！

みんなで協力して、快適な生活環境を守りましょう！

問い合わせ

エコビレッジ推進課

☎2050

# 平成31年度農作業標準料金表



| 区 分                     | 項 目                       | 単 位        | 金 額     | 備 考                     |
|-------------------------|---------------------------|------------|---------|-------------------------|
| 機 械 等 作 業 料 金           | 水 稻                       | トラクター 耕 起  | 10a     | 6,700 円                 |
|                         |                           | トラクター 代 掻  | 10a     | 7,500 円                 |
|                         |                           | トラクター 一貫作業 | 10a     | 13,900 円 耕越・中起こし・代掻     |
|                         |                           | 田植機側条施肥    | 10a     | 8,300 円 8 条植            |
|                         |                           | 直播         | 10a     | 6,700 円 種子コーティング別       |
|                         |                           | コンバイン刈取    | 10a     | 21,700 円 5 条刈           |
|                         |                           | 籾乾燥・調製     | 30kg    | 900 円 乾燥 530 円、調製 370 円 |
|                         |                           | 出芽苗        | 1 箱     | 500 円 —                 |
|                         |                           | 完成苗        | 1 箱     | 750 円 —                 |
|                         |                           | 苗運搬        | 1 箱     | 90 円 —                  |
|                         |                           | 畦めり        | 1m      | 95 円 —                  |
|                         | 大 豆                       | 耕起・砕土・播種   | 10a     | 15,200 円 ハローシーダ 3 連     |
|                         |                           | 培土         | 10a(1回) | 3,500 円 大豆専用乗用管理機       |
|                         |                           | コンバイン刈取    | 10a     | 21,200 円                |
|                         | 大 麦                       | 耕起・溝切・播種   | 10a     | 11,000 円 動散             |
|                         |                           | 耕起・溝切・播種   | 10a     | 8,700 円 ハローシーダ 8 連      |
|                         |                           | コンバイン刈取    | 10a     | 20,400 円 5 条刈           |
|                         |                           | 堆肥散布作業     | 10a     | 4,700 円 堆肥代別            |
| ※ 上記項目については、オペレーター代含む金額 |                           |            |         |                         |
| 農 作 業 賃 金               | 一般作業                      | 1 日        | 8,900 円 | 基準労働時間 8 時間             |
|                         | 軽作業                       | 1 日        | 8,000 円 |                         |
|                         | 一般作業 (時間外)                | 1 時間       | 1,390 円 | 時間当賃金の 25% 増            |
|                         | 軽作業 (時間外)                 | 1 時間       | 1,250 円 |                         |
|                         | オペレーター (田植機・トラクター・コンバイン等) | 1 時間       | 1,545 円 | 時間外料金は 25% 割増           |

※この料金には消費税は含まれていません。

※この標準料金は、1 区画 30a は場で平坦地を基準としています。

※あくまで、標準料金を示したものであり、それぞれのほ場等の条件で作業料金を設定する目安としてください。

## 農地の賃借料情報

(単位: 10a 当たり)

| 地 域 | 地 区 | 平均賃借料    | 最低賃借料    | 最高賃借料    | 調査件数 |
|-----|-----|----------|----------|----------|------|
| 城 端 | 城 端 | —        | —        | —        | —    |
|     | 南山田 | 13,697 円 | 3,000 円  | 20,000 円 | 325  |
|     | 大鋸屋 | 3,714 円  | 3,500 円  | 14,000 円 | 30   |
|     | 菟 谷 | 5,551 円  | 1,800 円  | 15,100 円 | 39   |
|     | 北 野 | 15,054 円 | 5,675 円  | 15,100 円 | 158  |
| 平   | 全 域 | 4,000 円  | 4,000 円  | 4,000 円  | 5    |
| 上 平 | 全 域 | 5,000 円  | 5,000 円  | 5,000 円  | 1    |
| 利 賀 | 全 域 | —        | —        | —        | —    |
| 井 波 | 井 波 | 10,309 円 | 8,000 円  | 11,000 円 | 13   |
|     | 南山見 | 10,100 円 | 10,100 円 | 10,100 円 | 2    |
|     | 山 野 | 10,756 円 | 3,700 円  | 20,000 円 | 111  |
|     | 高 瀬 | 13,482 円 | 11,000 円 | 17,000 円 | 13   |
| 井 口 | 全 域 | 9,021 円  | 6,900 円  | 15,000 円 | 21   |

| 地 域 | 地 区 | 平均賃借料    | 最低賃借料    | 最高賃借料    | 調査件数 |
|-----|-----|----------|----------|----------|------|
| 福 野 | 南野尻 | 9,571 円  | 5,000 円  | 18,000 円 | 148  |
|     | 野 尻 | 9,512 円  | 3,000 円  | 12,900 円 | 216  |
|     | 高 瀬 | 10,871 円 | 9,300 円  | 12,900 円 | 19   |
|     | 広 塚 | 9,670 円  | 8,000 円  | 11,800 円 | 146  |
|     | 東石黒 | 9,668 円  | 9,300 円  | 12,000 円 | 131  |
|     | 安 居 | 11,329 円 | 9,000 円  | 11,800 円 | 26   |
|     | 福 光 | 11,551 円 | 11,000 円 | 12,600 円 | 69   |
| 福 光 | 石 黒 | 10,973 円 | 6,000 円  | 13,200 円 | 65   |
|     | 広 瀬 | 11,336 円 | 1,600 円  | 13,900 円 | 236  |
|     | 広瀬館 | 7,411 円  | 2,000 円  | 20,000 円 | 131  |
|     | 西太美 | 8,553 円  | 4,200 円  | 10,000 円 | 40   |
|     | 東太美 | 5,945 円  | 2,000 円  | 10,000 円 | 112  |
|     | 吉 江 | 11,020 円 | 10,000 円 | 15,400 円 | 108  |
|     | 北山田 | 6,476 円  | 6,000 円  | 15,400 円 | 74   |
|     | 山 田 | 9,070 円  | 3,000 円  | 15,000 円 | 62   |
|     | 太美山 | 503 円    | 500 円    | 5,000 円  | 4    |
|     | 南蟹谷 | —        | —        | —        | —    |

※平成21年度の農地法改正により標準小作料制度は廃止となっているが、農家の貸し手、借り手に公平な農地賃借料を示すことが求められていることから賃借料情報を公開します。

※平成30年1月から12月までに利用権設定された農地について調査しています。

※調査対象がなかった地区は、空欄になっています。

※賃借料が0円のもの、金額不明なものは調査対象から外れています。

※最低賃借料および最高賃借料は、貸し借りの当事者間事情や農地の個々の事情を考慮して設定されているため、その地域における標準的な賃借料から著しくかけ離れているものがあります。

※平均賃借料は、最低賃借料および最高賃借料を除いたもので平均しています。

問い合わせ

農業委員会(城端庁舎内)

☎2020



## 「故郷」

日本人なら誰もが知る文部省唱歌「故郷」(高野辰之作詞・岡野貞一作曲)「兔追いし かの山 小鮒釣りし かの川」と続くあの故郷である。作詞家は長野県中野市ご出身とのこと。あの頃はやはり都会へ就職し、ご両親や家族のことを案じ、故郷を懐かしく想う。そんな時代。都会で頑張っって錦の旗をたてて故郷へ帰る事を夢見て。3番には「自分の夢を叶えて目標を成就させたら、いつの日か故郷へ帰ろう。山青く水清らかな故郷へ」という大正の歌である。私も大好きな歌ではあるが。時代の変化とともに色々考えるのである。

そこで今は?インターネットやスマホで故郷の家族や周りの様子はリアルタイムで知ることができる。もっと言うならば普段は故郷に住み、ネット環境の整った大きな我が家にオフィスを構え、自然豊かな風土で子育てをしながら充実した人生を暮らす。必要であれば東京にこちらから出向く。そんな時代になったのではないか?

そこで私の部屋に飾られた尊敬する中尾哲雄先生に以前書いていただいた色紙を紹介したい。「帰って来たよ 故郷 南砺の人 みなやさし 五箇山こきりこ 聞こえる ここに生きん 故郷」と書かれている。市内のお店で故郷の4番目として自作して頂いた歌詞である。旅立ちの季節。一時的に南砺を離れる若い皆さんに捧げます。

## 私の南砺市滞在記<sup>19</sup>

南砺市国際交流員  
ケイト・エラーホースト  
Katherine Ellerhorst  
～ バタバタ ～

でもやっぱり疲れてきました! 今はまだすることがたくさんあって休めないけど、少しでも余裕ができれば思いっきりゴロゴロダラダラします!

最近、目が回るほど毎日が忙しいです。仕事が忙しいのは時間が速く過ぎるからいいけど、プライベートに休む余裕がないと困りますね。もちろん、友達と一緒に祭に行ったりカラオケで歌ったりするのはすごく楽しいです。でも、そろそろ充電しないと電池が切れてしまいそうです!

そんな中、友達と高岡金屋町でのツアーに参加しました。今までは南砺市にしか気が回ってなくて、今回は近くの市でちょっとした冒険や体験ができたのが嬉しかったです。金屋町は伝統工芸が素晴らしく、古い町並みも印象的だし、雰囲気は井波に似ていると思いました。一日中楽しく過ごせました。



自分で作った  
錫の蛇キーホルダー

## 食材丸ごと 使い切りレシピ ～魚料理～

食品ロス削減!  
アイデア料理の紹介



### 献立名 いわしのトマト煮

食生活改善推進協議会 栄養部会 沼前とも枝さん

#### ● 材料 (2人分)

|         |           |            |           |
|---------|-----------|------------|-----------|
| いわし     | .....2尾   | 人参(小)      | .....1/2本 |
| 玉ねぎ     | .....1/2個 | にんにく       | .....1片   |
| ホールトマト缶 | .....1/2缶 | 塩・こしょう・小麦粉 | .....適量   |
| じゃがいも   | .....2個   | オリーブ油      | .....大さじ2 |

#### 【1人分あたりの栄養価】

| エネルギー   | たんぱく質 | 脂質    | 炭水化物  | カルシウム | 食塩相当量 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 374kcal | 13.1g | 19.9g | 35.2g | 71mg  | 1.1g  |

#### ● 作り方

- ①いわしは内臓と頭をとって洗い、水けをとり、塩、こしょうして小麦粉をまぶす。オリーブ油とにんにくを入れたフライパンで焼き、取り出しておく。
- ②じゃがいもは洗って、皮付きのままラップに包みレンジで3～4分加熱する。人参も皮付きのまま輪切りにしてレンジで2分加熱しておく。
- ③①のフライパンにオリーブ油を入れ、薄切りにした玉ねぎを炒める。トマト缶を加えて10分ほど煮込み、いわしと②のじゃがいも、人参を加えて再度加熱する。



#### エコポイント

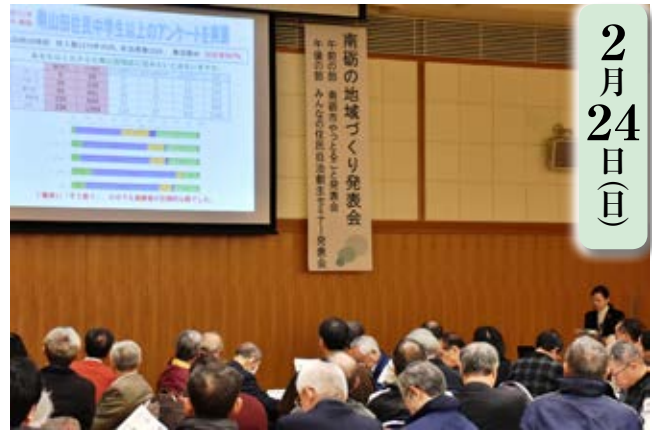
☆残さず食べよう! 30(さんまる)・10(いちまる)運動

食品ロスは小さいことから誰でもはじめられることです。宴会や会合等では、**乾杯後の30分間とお開き前の10分間**は席を立たずに料理を楽しみましょう。家庭では、毎月10日はもったいないクッキングデー、毎月30日は冷蔵庫クリーンアップデーと設定し、日々の心がけを大切にしましょう。

## 南砺の地域づくり発表会開催

2月24日(日)

午前開催の「やっとなること発表会」は、さまざまな取り組みを行っている団体・個人の活動発表を通じて、新たな気づきや活動を始める機会を作ることを目的に毎年開催。約150名の来場者が、小規模多機能自治の手法の導入に向けて取り組む「福野南部自治振興会」、「南山田自治振興会」や福野夜高祭の継承活動をしている「福野繁盛会」、「子育て支援団体」寺子クラブ、地域おこし協力隊による活動報告などに興味深く耳を傾けました。



## 南砺におけるインバウンドの可能性を探る

2月25日(月)

市内でも増加しているインバウンド(訪日外国人旅行客)について学ぶセミナーが市クリエイタープラザ桜クリエで開催され、市内の事業者ら44名が全国的な動向や先進地事例、市内でのインバウンド向け事業の可能性などを学びました。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(名古屋)の田中三文氏、井波地域でゲストハウスをプロデュースするコラレアルチザンジャパンの山川智嗣氏による講演や、講師の2人が参加者の事前質問に答えるトークセッションなどが行われ、参加者からは「具体的にどのように対応すれば良いかわかった」「今後のインバウンド集客に向け頑張りたい」といった声がありました。

## シアタースクール inTOGA 開催

3月16日(土)

利賀地域で開催される「第9回シアター・オリンピック」に向けた特別企画「シアター・スクールin TOGA」が開催されました。演劇に必要な身体感覚を養うスズキ・トレーニング・メソッドの見学では、劇団SCOT主宰の鈴木忠志氏が解説を行いながら訓練が披露され、約220名の観客はその力強い所作や発声に拍手を送っていました。日本の文化振興をテーマとした、国際交流基金理事長の安藤裕康氏による基調講演や石井県知事、鈴木氏、安藤氏によるトークセッションも行われました。第9回シアター・オリンピックは日露共同開催で行われ、日本では利賀地域と黒部市で8月23日(金)から1か月間、世界の様々な演目が上演されます。



## 満百歳おめでとう ございます！

めでたく満百歳を迎えられた方に市や県からのお祝い状、お祝いの品などが送られました。ますますお元気に過ごされますよう心からお祈り申し上げます。



○松本 よしゑ さん  
高儀、大正8年3月15日生まれ(福野地域)